

中小会社の計算書類の信頼性の確保 —— EU と南アフリカ

弥 永 真 生

I EU

1 EU 会計指令及び法定監査指令

II 南アフリカ

1 2008年会社法と独立レビューの導入

(1) 年度計算書類について監査を受けなければならない会社の範囲の縮小

(2) 2008年会社法及び2009年会社規則草案

2 独立レビューを行うことができる者

3 限定的保証業務としての独立レビュー

4 独立レビューの方法及び手続き

5 独立レビュー報告

6 違法行為の通告

7 独立レビューの利用状況

I EU

1 EU 会計指令及び法定監査指令

当初、EC 会社法第4号指令（78/660/CEE）51条1項aは、「会社は、計算書類を監査することを国内法が認める1人または複数の者に、その年度計算書類を監査させなければならない」と定めていたが、同条2項は、加盟国が11条所定の会社（加盟国が簡易貸借対照表の作成を認めた会社¹⁾）に対して、監査を受ける義務を免除することができる定めていた。EC 会社法第7号指令（83/349/EEC）37条1項も、連結計算書類作成会社²⁾は計算書類を監査することをその会社に適用される国内法が認める1人または複数の者に連結計算書類

を監査させることを要求していた。

その後、EC 会社法第8号指令（84/253/EEC）が制定され、EC 会社法第4号指令51条1項a及び同第7号指令37条1項に従って計算書類及び連結計算書類を監査することができる者の範囲が限定された。

ところが、EC 会社法第4号指令及び同第7号指令は、会計指令³⁾によってとって代わられた。会計指令34条1項は、加盟国は、社会的影響度の高い事業体（public-interest entities）、中規模及び大規模企業の財務諸表が指令2006/43/ECに基づいて法定監査を行うことを加盟国が認める1人または複数の法定監査人または監査事務所によって監査されることを確保しなければならないと規定し、同条2項は連結財務諸表について第1項を準用している。ここで、社会的影響度の高い事業体とは規制市場に上場している有価証券を発行しているもの、銀行等（credit institution）、保険会社及び加盟国が社会的影響度の高い事業体として指定したものをいい（2条1号）、大規模企業とは総資産額2000万ユーロ、純売上高4000万ユーロ、平均従業員数250人という3つの規準のうち

-
- 1) 貸借対照表日において、3つの規準（当初は、総資産額100万EUA、純売上高200万EUA、当該事業年度中の平均従業員数50人）のうち2つ以上の規準を超えない会社について、加盟国は簡易貸借対照表の作成を認めることができるものとされていた。そして、会社法第4号指令廃止直前の時点（指令2006/46/ECによる改正後）では、11条の規準は、総資産額440万ユーロ、純売上高880万ユーロ、平均従業員数50人となっていた。
 - 2) 会社法第4号指令27条に定められた3つの規準（当初は、総資産額400万EUA、純売上高800万EUA、当該事業年度中の平均従業員数250人）のうち2つ以上の規準を連結ベースで超えない場合について、加盟国は連結計算書類の作成を免除することができることされていた（6条1項）。そして、会社法第4号指令廃止直前の時点（指令2006/46/ECによる改正後）では、27条の規準は、総資産額1750万ユーロ、純売上高3500万ユーロ、平均従業員数250人となっていた。
 - 3) Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on the annual financial statements, consolidated financial statements and related reports of certain types of undertakings, amending Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC Text with EEA relevance, OJ L 182, 29. 6. 2013, p.19. 2013年7月20日に施行され、加盟国は2015年7月20日までに国内法化しなければならない。

2つ以上の規準を超えるもの（3条4項）、中規模企業とは総資産額2000万ユーロ、純売上高4000万ユーロ、平均従業員数250人という3つの規準のうち2つの規準を超えず、かつ小規模企業（総資産額400万ユーロ、純売上高800万ユーロ、平均従業員数50人という3つの規準のうち2つの規準を超えないもの。3条2項）でも極小企業（総資産額350万ユーロ、純売上高700万ユーロ、平均従業員数10人という3つの規準のうち2つの規準を超えないもの。3条1項）でもないものをいう（3条3項）。また、社会的影響度の高い事業体が企業集団に含まれない場合には、小規模集団は連結財務諸表の作成義務を負わず、加盟国は中規模集団についても作成義務を免除できるものとされた（23条1項2項）。そして、小規模集団とは、連結ベースで、総資産額400万ユーロ、純売上高800万ユーロ、平均従業員数50人という3つの規準のうち2つ以上の規準を超えないものをいい（3条5項）、中規模集団とは、連結ベースで、総資産額2000万ユーロ、純売上高4000万ユーロ、平均従業員数250人という3つの規準のうち2つ以上の規準を超えないが小規模集団ではないものをいう（3条6項）。

なお、EC会社法第8号指令は、法定監査指令⁴⁾にとって代われ、法定監査指令の26条1項は、「加盟国は、法定監査人及び監査事務所に対して、48条2a項にいうコミットロジー手続き（regulatory procedure with scrutiny）に従って欧州委員会が採択した国際的な監査基準に従って法定監査を行うことを要求しなければならない。加盟国は同じ対象事項を対象とする国際的な監査基準を欧州委員会が採択していない限りにおいて自国の監査基準を適用することができる。採択された国際的な監査基準は共同体のすべての公用語でその全文を欧州連合公報（*Official Journal of the European Union*）で公布する。」と規定した。そして、同条2項は、欧州委員会は共同体内における国際的な監査基準の適用可能性について決定することができるとしつつ、欧州委員会が国際的な監査基

4) Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council of 17 May 2006 on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts, amending Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC and repealing Council Directive 84/253/EEC, OJ L 157, 9. 6. 2006, p. 87.

準を共同体内における適用のために採択できるのは、その国際的な監査基準が正しいデュー・プロセス、公的監視（public oversight）及び透明性を伴って開発され、かつ、国際的に一般に受け入れられていること、EC 会社法第4号指令2条3項及びEC 会社法第7号指令16条3項に定められた原則に従った年度計算書類または連結計算書類に高いレベルの信頼性と品質を与えるものであること、及びヨーロッパの公益（public good）に資するものであることという規準をみたまし場合に限られるとしていた。

2 EU 法定監査指令の改正

2011年に、欧州委員会は法定監査指令の改正案⁵⁾及び社会的影響度の高い事業体の法定監査に関する特別な要求事項に関する規則案⁶⁾を提出した。法定監査指令の改正案⁷⁾には、43a条と43b条の新設が含まれていた。43a条パラグラフ1（案）は、加盟国は中規模企業の年度財務諸表または連結財務諸表の法定監査への監査基準の適用がそれらの会社の事業の規模と複雑さに見合ったもの（proportionate）となることを確保しなければならないと、同条パラグラフ2（案）は、品質管理レビューを行うにあたって所轄当局は監査基準の見合った適用を考慮に入れなければならないと、同条パラグラフ3（案）は、加盟国は専門職業人団体に対して中規模会社に対する監査基準の見合った適用についてのガイダンスを示すことを求めることができる（may request）と、それぞれ定める

5) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2006/43/EC on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts (COM (2011) 778 final).

6) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on specific requirements regarding statutory audit of public-interest entities (COM (2011) 779 final).

7) なお、改正案では、26条2項を「第1項にいう「国際的な監査基準（international auditing standards）」とは、それらが法定監査に関連するものである限りにおいて、国際会計士連盟が2009年にクラリティ・プロジェクトの一環として公表した国際監査基準（International Standards on Auditing (ISAs)）ならびに関連する文書及び基準書（Statement and Standards）を意味する」と改めることが提案されていた。

こととしていた。

43b 条（案）は、加盟国が小規模企業の年度計算書類または連結計算書類の法定監査を要求する場合には、43a 条が準用されるとするとともに（パラグラフ1）、加盟国が法定監査の代わりに小規模企業の計算書類の限定的レビュー（limited review）の実施についてルールを設けている場合には、その加盟国はそれらの会社の法定監査に監査基準を適合させる必要はないとすることとしていた（パラグラフ2）。ここで、限定的レビューとは、法定監査人または監査事務所がある事業体の財務諸表に含まれる誤謬または不正のため生ずる虚偽表示を発見するという観点から実施する手続きであって法定監査より低位の保証を与えるものを意味するとされていた（パラグラフ3）。

これに対して、欧州議会の法務委員会（2013年5月13日）⁸⁾では、43a 条は、「加盟国は、所轄当局に対してその管轄内で、専門職業人を監視するにあたって、かつ、とりわけ、検査との関連で、26条に従って採択された監査基準が年度財務諸表または連結財務諸表の法定監査に事業体の規模とその事業に見合ったように適用されることを確保することを要求しなければならない」と修正することが提案された。43b 条パラグラフ2も「加盟国は、法定監査に代えて小規模企業の計算書類の限定的保証業務（limited assurance engagement）の実施に関するルールを設けることが許容されるべきである」と、パラグラフ3は「本条にいう「限定的保証業務」とは、法定監査人または監査事務所によって行われる業務であって、法定監査業務よりも低位の保証が得られるものを意味する」と、それぞれ修正することが提案された⁹⁾。

しかし、欧州閣僚理事会では削除され（COREPER（常駐代表委員会）MANDATE, 4 October 2013 (ST 14647 2013 INIT)）及び議長譲歩案（ST 17628 2013 REV 1）、2013年12月16日開催の三者会議（trilogue）において、欧州閣僚理事会の議長譲歩案を欧州議会も受け入れる旨を示唆し（ST 17628 2013 REV

8) Report on the proposal for a directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2006/43/EC on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts (A7-0171/2013. PE494. 556v03-00).

1, p.3 (I, 9))、2014年4月3日に欧州議会において採択された改正指令¹⁰⁾には、欧州委員会提出案に含まれていた43a条及び43b条は新設されなかった¹¹⁾。

もっとも、26条5項は、「加盟国が小規模企業の法定監査を要求する場合には、加盟国は第1項にいう監査基準の適用がそのような企業の活動の規模と複雑性に見合った (proportionate) ものとなるよう定めることができる。加盟国は小規模企業の法定監査への監査基準の見合った適用を確保するための措置を講じることができる。」と規定した¹²⁾。

9) なお、欧州議会の経済及び金融問題委員会の意見（2013年3月13日）(Opinion of the Committee on Economic and Monetary Affairs for the Committee on Legal Affairs on the proposal for a directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 2006/43/EC on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts. PE496.499v02-00) では、43a条パラグラフ3を、加盟国は専門職業人団体に対して中規模企業に対する監査基準の見合った適用についてのガイダンスを示すことを「求めなければならない (shall request)」と修正することが提案されていた。

10) Directive 2014/56/EU of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 amending Directive 2006/43/EC on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts, OJ L158, 27. 5. 2014, p.196

11) なお、改正後26条2項は、「第1項にいう「国際的な監査基準 (international auditing standards)」とは、それらが法定監査に関連するものである限りにおいて、国際会計士連盟が国際監査・保証審議会 (IAASB) を通じて公表した国際監査基準 (International Standards on Auditing (ISAs))、国際品質管理基準 (ISQC 1) その他関連する基準書 (Statement and Standards) を意味する」と、同条3項は、欧州委員会は、48a条に従って、委任された法 (delegated act) によって、第1項にいう国際的な監査基準を、法定監査人及び監査事務所の監査実務、独立性及び内部品質管理の領域において、連合内のそれらの基準の適用のために、採択する権限を与えられると規定する。そして、欧州委員会が国際的な監査基準を採択できるのは、その国際的な監査基準が正しいデュー・プロセス、公的監視 (public oversight) 及び透明性を伴って開発され、かつ、国際的に一般に受け入れられていること、会計指令の4条3項に定められた原則に従った年度計算書類または連結計算書類に高いレベルの信頼性と品質を与えるものであること、ヨーロッパの公益 (public good) に資するものであること、及び、本指令のいかなる要求事項を変更せず、第4章ならびに27条及び28条に定められたものを除くいかなる要求事項をも追加しないことという要件をみたまつ場合に限られるとする。

II 南アフリカ

1 2008年会社法と独立レビューの導入

(1) 年度計算書類について監査を受けなければならない会社の範囲の縮小

2004年に通商産業省（Department of Trade and Industry, DTI）は、方針書『21世紀のための南アフリカの会社法（*South African Company law for the 21st century*）』¹³⁾を公表した。この文書では、会社法の包括的な再検討を行うとされ、会社法は、南アフリカ経済の競争力と発展を促進するものでなければならぬとされ、簡素化、柔軟性、会社の効率性と透明性が強調された。そして、2007年草案を経て、2008年法案が議会に提出され、2008年会社法（*Companies Act, 2008*）が2008年4月8日に成立し、2011年に施行された。

1973年会社法（*Companies Act, 1973*）の下では、公開会社（public company）であるか非公開会社（private company）であるかを問わず¹⁴⁾、毎年、年次株主総会において、監査人を選任し、年度計算書類を監査させることが要求されていた（270条・300条）。監査人と選任されることができるのは、2005年監査職業人法（*Auditing Profession Act, 2005*）の下で資格を有する者に限定されていた（275条）。そして、監査人は、株主に対して、年度計算書類が会社の財政状態及び経営成績を適正に表示しているかについて報告するものとされて

12) 改正指令の前文(12)は「国際的な監査基準はすべての法域においてすべての規模の、そしてすべてのタイプの事業体に用いることができるように作られているので、加盟国の所轄当局は国際的な監査基準の適用範囲を評価するにあたって小規模会社の事業の規模と複雑性を考慮に入れなければならない。この点で加盟国が採用する規定や措置は法定監査人または監査事務所が国際的な監査基準に従って法定監査を行うことを不可能にするものであってはならない。」と述べている。

13) <www.gov.za/documents/download.php?f=169430>.

14) 1984年閉鎖会社法（*Close Corporations Act, 1984*）の下では、閉鎖会社が認められていたが、2008年会社法の施行後は、新たに閉鎖会社を設立することは許されなくなった。閉鎖会社は10人以下の社員から成るものとされ、大ざっぱには、日本でいえば、合同会社に近い規律に服していた。

いた（301条）。

しかし、国際的なベスト・プラクティスに沿いつつ、起業と企業の発展を促進するために、会社法の現代化を目指して、立法に向けた作業が行われた。このような会社法改正の目的を実現するために、会社を設立し維持するためのコストを減少させ、小規模な会社に対する規制上の負担を軽減することがめざされた（SAICA [2007], DTI [2010]p.8-9）。

この一環として、監査を受けなければならない会社の範囲を限定し、かつ、監査を受けることを要しない会社であっても、公益の確保の観点から、一定の要件をみたす会社の年度計算書類については、独立した会計専門職業人によりレビューを受けなければならないものとした。

(2) 2008年会社法及び2009年会社規則草案

2008年会社法30条2項（2011年法律第3号20条による改正後）は、まず、公開会社はその年度計算書類につき監査を受けなければならないと定め、公開会社以外の会社については、営利会社であれ、非営利会社であれ、30条7項¹⁵⁾の定めに基づき制定された規則¹⁶⁾によって求められる場合には監査を受けなければならないと定めている。そして、当該規則は、当該会社の年度売上高、その従業員の規模、その活動の性質と範囲を含む、関連するファクターによって示される当該会社の経済的または社会的重要性に鑑み、公益¹⁷⁾の観点から監査を受けることを義務付けることが望ましいかどうかを考慮に入れて定められるとされている。

15) 2008年会社法30条7項は、年度財務諸表につき監査を受けることが要求される非公開会社のカテゴリー、独立レビューの実施の方法、方式及び手続き、ならびに独立レビューを行うことができる者の専門家としての資格について、主務大臣が規則を定めるとしており、2011年会社規則28条はこれをうけて定められたものである。

16) 通商産業省において、会社規則の立案を担当したのは消費者及び会社規制局（Consumer and Corporate Regulation Division (CCRD)）であった（DTI [2009a]）。

17) たとえば、監査人監督独立委員会（IRBA）は、南アフリカにおける事業活動における「公益」の保護は2008年会社法の主たる目的であると指摘していた（IRBA [2009]）。

南アフリカ勅許会計士協会（SAICA）が行った調査（SAICA [2009b]）は、公益性は必ずしも、売上高や従業員数のような規模の指標によって定まるものではなく、会社の活動の性質と範囲が公益性を定めるにあたって主要な役割を演ずることを示唆しており、売上高、従業員数及び総資産額のような定量的閾値は、公益性を有するかどうかの決定要素としてではなく、公益性を有するかどうかの評価をするかどうかのトリガーとして用いられるべきであるとされていた。南アフリカ勅許会計士協会は、通商産業省に対して提出した意見書（SAICA [2009a]）においては、連合王国において用いられているものと似た、売上高、総資産額及び従業員数の3つの閾値の内2つ以上を超えるかどうかによって、監査が要求されるか否かを判断するモデルを採用すべきであるとしていた。監査人監督独立委員会も、公益の保護を確保するため、定量的指標にも基づく規律ではなく、アカウントビリティのレベルのような定性的指標に基づく規律を支持していた（IRBA [2009]）。すなわち、売上高や従業員数のような定量的閾値は、会社がそれに該当するかどうかを判断する上で会社にとっての複雑性をもたらし、また、その閾値を下回るようにわざと低下させるように操作するよう会社所有者を仕向ける可能性が高いと主張した。2009年会社規則案（DTI [2009b]）は、公開会社及び国有会社を除き、まず、その活動に着目して、どの会社が監査を受けなければならないかを定めていた。すなわち、営利会社であれ、非営利会社であれ、その主たる活動の通常の過程において、会社に関係のない者の広いグループのために受託者としての立場で資産を保有している会社は監査を受けなければならないとした（2009年会社規則案29条(1)(a)）。また、非営利会社については、国、国の組織、国有会社、国際的な団体（entity）、外国の国の団体、もしくは外国会社によって直接的もしくは間接的に設立されたものである場合、または、何らかの法令に基づく法定または規制上の機能を遂行すること、もしくは、国の組織、国有会社、国際的な団体、外国の国の団体の直接的もしくは間接的な発議または指示により公的機能を遂行することを主たる目的として設立された場合は監査を受けなければならないとしていた。さらに、非営利会社のうち、一般公衆から寄付を受け、または寄付を募るもの

のうち、直近年度の計算書類上の総資産額が6000万ランドを超えるものまたは直近年度の計算書類上の経常支出が1億2000万ランドを超えるものは監査を受けなければならないとされていた（2009年会社規則案29条(1)(c)）。

そのうえで、売上高と総資産額に着目して、2009年草案は監査を受けることを要しない会社のうち、任意に監査を受け、または定款によって監査を受けることとしていない会社について、独立レビューを受けるべき会社と計算書類を独立に調製し、かつ報告させなければならない会社とを定めていた（2009年会社規則案30条）。すなわち、総資産額が10億ランドを超えるか、年間売上高が20億ランドを超える会社は（ISRE2400に従った）独立レビューを受けなければならないとされた。また、直近の計算書類上の総資産額が500万ランド未満であって営利会社の場合はその事業収入が、非営利会社の場合はその受取寄付金・補助金・会費が2000万ランド未満であるものは計算書類を独立に調製し、かつ報告させれば足りるとされていた。そして、それ以外の会社の計算書類は、独立会計専門職業人によって国際関連サービス基準4400（ISRS4400）「財務情報に関する合意された手続の実施業務（Engagements to perform agreed-upon procedures regarding financial information）」¹⁸⁾の要求に従ってレビューされなければならないとされていた。

(3) 2011年会社規則

2009年草案及び2011年草案を経て、それらに寄せられた意見をふまえて定められた2011年会社規則は、まず、公開会社及び国有会社のほか、ある会計年度において、以下のいずれかに該当する会社にも、当該会計年度の年度計算書類の監査を受けることを要求している（2008年会社法30条2項(a)、会社規則28条）。

- ① 営利会社であるか非営利会社を問わず、その主たる活動の通常の過程において、会社に関係のない者のために受託者としての立場で資産を保有しており、ある会計年度中のいずれかの時点において保有しているかかる資産の合計額が、500万ランドを上回る場合。

- ② 非営利会社については、国、国の組織、国有会社、国際的な団体（entity）、外国の国の団体、もしくは外国会社によって直接的もしくは間接的に設立されたものである場合、または、何らかの法令に基づく法定または規制上の機能を遂行すること、もしくは、国の組織、国有会社、国際的な団体、外国の国の団体の直接的もしくは間接的な発議または指示により公的機能を遂行することを主たる目的として設立された場合。
- ③ ある会計年度の社会的影響度スコア（public interest score）¹⁹⁾が350以上である場合、及び、年度計算書類を内製した（internally compiled）²⁰⁾と

- 18) 業務実施者は、合意した手続による発見事項を報告するだけであり、いかなる保証も表明されない
- 19) 社会的影響度スコアは、①当該会計年度の平均従業員（employee）数に等しいポイント、②当該会計年度末における会社の第三者に対する負債100万ランドにつき1ポイント（端数切り上げ）、③当該会計年度の売上高100万ランドにつき1ポイント（端数切り上げ）、④当該会計年度末において、会社に知っている、営利会社の場合は、会社が発行している証券に対して直接または間接に経済的便益を有する自然人、非営利会社の場合は、会社の社員もしくは会社の社員である社団の社員である自然人、それぞれ1人ごとに1ポイントの合計として算出される。ここでいう従業員は、1995年労働関係法（*Labour Relations Act, 1995*）における定義による（会社規則26条1項a号）。すなわち、従業員とは、他人または国のために働いて報酬を受ける者であって独立契約者（independent contractor）ではないものをいう。独立契約者はそのサービスの提供方法について支配または監督を受けない者である。
- 20) 計算書類が独立に調製され、かつ報告された場合を除き、内製したとされる（会社規則27条2項）。独立に調製され、かつ報告されたとは、年度計算書類が、会社によって提供された会計記録に基づき、適用されるべき財務報告の基準（relevant financial reporting standards）のいずれかに従って、独立の会計専門職業人によって作成されたことをいうとされている（会社規則26条1項(e)）。適用されるべき財務報告の基準は、国有会社はIFRS（ただし、国家財政管理法（*Public Finance Management Act, 1999*）の規定と抵触するときは、国家財政管理法の規定が優先）、上場している公開会社はIFRS、非上場の公開会社はIFRSまたは中小企業向けIFRS（中小企業向けIFRSが定める要件をみたすときに限る）、国有会社でもなく公開会社でもない営利会社のうち、当該会計年度の社会的影響度スコアが100以上350未満の会社または100以下であるが年度計算書類を独立に調製しているものはIFRS、中小企業向けIFRS（中小企業向けIFRSが定める要件をみたすときに限る）または南アフリカのGAAP、それ以外の営利会社は会社が選択した財務報告基準、2011年規則28条2(b)

きには100以上である場合。

これら以外の会社は、非公開会社であり、かつ、発行している証券を所有している者が1人であるか、証券所有者及び経済的便益を有しているすべての者がその会社の取締役でもある場合を除き、定款の定めにより任意に監査を受けるか、独立レビューを受けなければならないものとされた。

独立レビューについて、通商産業省は、2008年会社法30条2項b号の明確なインプリケーションは、30条7項b号と併せて読むと、独立レビューは監査の単なる他の名称にとどまらず、事実上は、一会社にとって緩やかな（less rigorous）、負担がより軽い、あまり面倒でなく、コストが少なく済む²¹⁾—より少ないものであると指摘し、監査人以外の者によって実施されることが予定されていると指摘していた（DTI [2009a] paragraph 2. 6）。

2 独立レビューを行うことができる者

監査を行うことができるのは登録監査人（registered auditor）のみであるが、独立レビューを行うことができる資格者の範囲はそれよりも広い。すなわち、社会的影響度スコアが100から349の間の会社の独立レビューは登録監査人のみならず、2005年監査職業人法33条により監査人監督独立委員会（IRBA）に認定されている専門職業人団体の会員も行うことができる（会社規則29条4項(a)）。IRBAが認定した専門職業人団体は、現在のところ、南アフリカ勅許

（前頁よりつづき）

により年度計算書類につき監査を受けなければならない非営利会社はIFRS（ただし、国家財政管理法の規定と抵触するときは、国家財政管理法の規定が優先）、会社規則28条2(b)の適用を受けない非営利会社のうち、当該年度の社会的影響度スコアが350以上のものはIFRSまたは中小企業向けIFRS（中小企業向けIFRSが定める要件をみたすときに限る）、会社規則28条2(b)の適用を受けない非営利会社のうち、当該会計年度の社会的影響度スコアが100以上350未満の会社または100以下であるが年度計算書類を独立に調製しているものはIFRS、中小企業向けIFRS（中小企業向けIFRSが定める要件をみたすときに限る）または南アフリカのGAAP、それ以外の非営利会社は会社が選択した財務報告基準とされている（会社規則27条）。

21) たとえば、Davis *et al* [2009] も同様の理解を示している（p.131）。

会計士協会 (SAICA) のみである。したがって、SAICA の会員であるが、登録監査人でない者は、IRBA が認定したプログラムと公共実務試験 (Public Practice Exam) を経て資格を得た場合には、社会的影響度スコアが100から349の間の会社の独立レビューを行うことができる。

また、社会的影響度スコアが100未満の会社の独立レビューは、社会的影響度スコアが100から349の間の会社の独立レビューを行うことができる者 (登録監査人及び IRBA が認定した専門職業人団体の会員) に加え、1984年閉鎖会社法60条1項、2項及び4項に基づき会計役員 (accounting officer) となる資格を有する者も行うことができる (会社規則29条4項(b))。会計役員となる資格を有する者は、監査職業人法の下での登録監査人のほか、主務大臣が定める会計専門職業人団体の会員またはそれにより構成される事務所 (firm) である。主務大臣が定める会計専門職業人団体として、会社及び知的所有権委員会 (Companies and Intellectual Property Commission (CIPC)) が9つの会計専門職業人団体を認定している。すなわち、SAICA のほか、南アフリカ勅許秘書役・管理士協会 (ICSA)、管理会計士勅許協会 (CIMA)、南アフリカ職業会計士協会 (SAIPA)、勅許公認会計士協会 (ACCA)、経営管理勅許協会 (MCIBM)、南アフリカ事業会計士協会 (SAIBA)、南アフリカ政府監査人協会 (SAIGA) 及び会計・商業協会 (IAC) が認定されている。ただし、会計・商業協会の会員のうち、会計役員となる資格を有するのは会計の学位を持っている者に限られる。

監査人と同様、独立レビュー実施者は、対象会社またはそれが関係を有している²²⁾会社 (related company) もしくは相互関係を有している²³⁾会社 (inter-related company) に個人的な経済的持分を有する者であってはならない (会社規則26条1項d号(ii))。また、対象会社の事業の日常の業務執行に関与せず、直近3事業年度のいずれの時点においても関与しておらず、かつ、対象会社またはそれが関係を有している会社もしくは相互関係を有している会社のみなし役員 (prescribed officer)²⁴⁾または常勤の業務執行従業員 (executive employee) でなく、直近事業年度のいずれの時点においてもそうではなかった者でなければならない (会社規則26条1項d号(iii))。そして、これらのいずれかにあたる

者と関係を有している（related）者であってはならない（会社規則26条1項d号(iv)）²⁵⁾。

さらに、監査人監督独立委員会の倫理規則（Rules Regarding Improper Conduct

22) 2者に関して、関係を有している（related）とは、2008年会社法2条1項(a)号から(c)号に定められた方法のいずれかによって、それらの者がお互いに結びついている（connected to）ことをいう（2008年会社法1条）。そして、2008年会社法2条1項(a)号は、自然人は、他の自然人と婚姻し、もしくは婚姻に類似した関係の下で同一の生計を営んでいるとき、または2親等以内の親族関係にあるときに、当該自然人と関係を有しているとする。同項(b)号は、自然人は、同条2項に照らして、ある法人を直接または間接に支配しているときに当該法人と関係を有しているとする。同項(c)号は、法人は、同条2項に照らして、他の法人もしくはその事業を直接もしくは間接に支配しているとき、いずれかが他の法人の子会社（subsidiary）（2008年会社法3条が子会社とされる場合を規定している）であるとき、または、同条2項に照らして、1人の者が両方の法人もしくはその事業を直接もしくは間接に支配しているときに、関係を有しているとする。

23) 3者以上に関して、相互関係を有している（inter-related）とは、それらの者が、それらの者のうち2者が2条1項に規定されているような方法で関係を有しており、かつ、それらの者のうちの1者が第3の者と2条1項に規定されているような方法で関係を有しており、それらの関係が断絶のない一連の関係をなしているような1つの結合した一連の関係によって関係を有している（related）ことをいう（2008年会社法1条）。

24) 取締役でなくとも、会社の事業及び活動の全体または重要な一部に対して一般的な業務執行的支配を及ぼし、経営しているか、それらに重要な程度に継続的に関与している者がここでいうみなし役員にあたる（会社規則38条1項）。

25) 監査人は、会社規則26条1項の要求に加え、2008年会社法90条2項により、取締役としての資格はく奪を受けている者（会社法84条5項）であってはならないほか、①当該会社の取締役またはみなし役員、②当該会社の財務記録（financial record）の管理（maintenance）または計算書類の作成に1年以上従事し、または従事している当該会社の従業員、コンサルタント、③当該会社の会社秘書役として選任された者の取締役、役員または従業員、④当該会社のために、自らのみでまたはそのパートナーもしくは使用人とともに、会計掛（accountant）もしくは帳簿記入者としての業務を反復的・継続的に（habitually or regularly）行い、または関連する秘書役的業務を行っている者、⑤選任の日の直近5年以内に①から④のいずれかであった者または⑥①から⑤にあたる者と関係を有している者であってはならないとされている。そして、監査人は、当該会社に監査委員会が設けられている場合には、会社法94条8項に列挙された事項に関し、当該会社から独立していると当該会社の監査委員会によって受け入れられた者でなければならない（2008年会社法90条3項）。

and Code of Professional Conduct for Registered Auditors (Revised 2014)) はすべての登録監査人に適用があり、独立性についての要求事項を定めるセクション290²⁶⁾は、監査契約にもレビュー契約にも適用される。社会的影響度の大きい事業体の監査について、同290.151以下が主要監査パートナー (key audit partner) につき、原則として、7年ごとのローテーションを要求している (間隔は2年以上)。同様に、南アフリカ勅許会計士協会も、倫理規程 (Code of Professional Conduct) を定めており、独立性についての要求事項を定めるセクション290 (監査契約にもレビュー契約にも適用される) も国際会計士連盟の倫理規程セクション290に沿ったものであり、社会的影響度の大きい事業体の監査について、同290.151以下が主要監査パートナー (key audit partner) につき、原則として、7年ごとのローテーションを要求している (間隔は2年以上)。いずれについても、規程の文言からは、(社会的影響度の大きい事業体の計算書類についてであれ) 独立レビューについてはパートナー・ローテーションは求められないように思われるが、南アフリカ勅許会計士協会は求められると解釈しているようである²⁷⁾。

他方、2008年会社法においては、同一の自然人は、ある会社の監査人または指定監査人 (designated auditor)²⁸⁾に5事業年度を超えて連続してなることはできないとされており (2008年会社法92条1項)²⁹⁾、そのような制約は独立レビュー実施者については定められていない。

26) これは、国際会計士連盟の倫理規程 (Code of Ethics) セクション290「独立性-監査及びレビュー業務 (Independence-Audit and Review Engagement)」とはほぼ同一の内容である。

27) *Partner rotation for Independent Review Engagements* (2013)

<<https://www.saica.co.za/News/MediaKit/Publications/ElectronicNewsletters/StandardandLegislation14March2013/PartnerrotationforIndependentReviewengagement/tabid/3025/language/en-US/Default.aspx>>

28) 監査事務所が監査人である場合について指定監査人であるパートナーについてのローテーションを定めるものである。

29) ある会社の監査人または指定監査人を2事業年度以上連続して務め、その後、監査人または指定監査人ではなくなったときには、2事業年度経過するまでは、その会社の監査人または指定監査人として選任されることができない (2008年会社法92条2項)。

3 限定的保証業務としての独立レビュー

2011年会社規則29条3項は、同規則が適用される会社は、その年度財務諸表を国際レビュー基準2400（ISRE2400）に従って独立してなされるレビューを受けなければならないと定めている。

国際レビュー業務基準2400（改訂後）「過去財務諸表のレビュー業務」³⁰⁾は、過去財務諸表のレビューは限定的保証業務であると位置づける（第5項）³¹⁾。

ここで、国際監査・保証基準審議会「保証業務の国際的な枠組み（International Framework for Assurance Engagements）」（2004年。2013年改訂後）は、「保証業務とは、業務実施者が、基礎にある主題を規準に照らして測定または評価した結果に対する、責任当事者以外の想定利用者の信頼の程度を高めるための結論を表明するために十分かつ適切な証拠を得ることを目的とする業務である」と定義している（第10項）。そして、「保証業務の国際的な枠組み」の下で業務実施者が実施する保証業務として、合理的保証業務および限定的保証業務が想定されており、「限定的保証業務においては、業務実施者は、当該業務を取り巻く環境において受容可能な水準まで業務リスクを減少させるが、実施した手続および入手した証拠に基づいて、主題情報には重要な虚偽表示があると業務実施者に信じさせるほどの注意を喚起するような事項があったかどうかについて伝達する形で結論を表明するため、その業務リスクは、合理的保証業務においてよりは大きい。限定的保証業務で実施される手続の性質、実施時期および範囲は、合理的保証業務において必要とされるものより限定されているが、業務実施者の職業的判断において、有意義な（meaningful）水準の確信

30) 以下、ISRE2400の日本語訳は、原則として、日本公認会計士協会国際委員会による翻訳（2014年6月）に依拠するが、若干、補正を加えている。

31) なお、国際レビュー業務基準2400のA6項は、「財務諸表のレビューは、種類または規模もしくは財務報告の複雑性の程度によって異なる、様々な事業体に対して実施されることがある。法域によっては、一定種類の事業体の財務諸表のレビューは、地域の法令等及び関連する報告上の要求事項の主題になることもある」と指摘するが、これは南アフリカにあてはまる。

(assurance)を得るように計画される。有意義であるために、業務実施者が得る確信の水準は、主題情報に関する想定利用者の信頼を、取るに足りない(inconsequential)よりは明らかに高い程度まで高める可能性の高いものである。」とする(第15項)³²⁾。また、「すべての種類の限定的保証業務を通じて、有意義な確信がどのようなものであるかは、想定利用者の主題情報に対する信頼を取るに足りないよりは明らかに高い程度まで高める可能性が高い確信をわずかに超えるものから合理的保証をわずかに下回るまでの間で異なりうる。特定の業務において何が有意義であるかは、想定利用者の情報ニーズ、適用可能な規準および当該業務の基礎にある主題を含む、業務を取り巻く環境によって定める範囲内の判断を意味する。」(第16項)とされている。

そして、「財務諸表のレビューでは、業務実施者は、適用される財務報告の枠組みに準拠する事業体の財務諸表の作成に関して、想定利用者の信頼性の程度を高めるために結論を表明する。業務実施者の結論は、業務実施者が限定的確信(limited assurance)を得ることに基づいている。業務実施者の報告書には、当該報告書の読者がその結論を理解できるようにするという観点からレビュー業務の内容が記載されている」とされている(国際レビュー業務基準2400(改訂後)第6項)。

国際レビュー業務基準2400(改訂後)では、国際レビュー業務基準に従った財務諸表のレビューにおける業務実施者の目的は、(a)主に質問と分析的手続を実施し、財務諸表全体に重要な虚偽表示がないか否かについて限定的保証を得ること³³⁾、および、(b)同基準により要求されるように、財務諸表全体について報告し、コミュニケーションを行うことであるとされている(第14項)。

32) これに対して、第14項では、「合理的保証業務においては、業務実施者は、その結論の基礎として当該業務を取り巻く環境において受容可能な低い水準にまで業務リスクを減少させる。業務実施者の結論は、基礎にある主題を規準に照らして測定または評価した結果についての業務実施者の意見を伝達する形で表明される。」としている。

33) これにより、財務諸表が適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていないと業務実施者に信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったか否かについて結論を表明することができる」とされている。

国際レビュー業務基準2400（改訂後）は、業務実施者は、同基準の要求事項に準拠して表明される、財務諸表全体に対する結論の基礎として、十分かつ適切な証拠を入手するために、質問と分析的手続を主に実施するとする（第7項）。そして、業務実施者は、財務諸表における重要な虚偽表示の可能性があると信じさせる事項に気付いた場合、同基準に準拠して、財務諸表に対し結論付けることができるように、その状況において必要と考える追加手続を立案し実施するとする（第8項）。

限定的保証が得られず、業務実施者の報告書の限定的結論がその状況において不十分である全ての場合において、国際レビュー業務基準2400（改訂後）では、業務実施者が、業務に対して発行する報告書の結論を不表明とするか、または適用される法令等に従って業務契約の解除が可能であれば、適切な場合、業務契約を解除することが要求されている（A8項からA10項、A115項からA116項参照）（第15項）。

4 独立レビューの方法及び手続き

国際レビュー業務基準2400（改訂後）によれば、業務実施者は、財務諸表に重要な虚偽表示を生じさせる状況が存在する可能性のあることを認識し、職業的懐疑心を保持して業務を計画し実施しなければならない（第22項）、レビュー業務の実施において職業的専門家としての判断を行使しなければならない（第23項）。

業務実施者は、重要な虚偽表示が生じる可能性の高い財務諸表上の領域を識別し、当該領域に対処する手続を立案する基礎を提供することを目的として、事業体及びその環境と、適用される財務報告の枠組みを理解しなければならない（第45項）。

そして、財務諸表全体に対する結論の基礎として十分かつ適切な証拠を入手するにあたり、業務実施者は、開示を含む、財務諸表上の全ての重要な項目に対応し、かつ、重要な虚偽表示の生じる可能性が高い財務諸表上の領域に対応するために、質問及び分析的手続を立案して実施しなければならない（第47

項)。この質問は、経営者、及び、適切な場合には、その事業体のその他の構成員に対してなされることとされており（第48項）、分析的手続を立案する際には、事業体の会計システムと会計記録の提供するデータが、分析的手続を実施するために十分であるか否かを考慮しなければならない（第49項）。

また、業務実施者は、財務諸表が、事業体の基礎的な会計記録と一致している、または相違が調整されているという証拠を入手しなければならない（第56項）。

なお、業務実施者は、経営者または適切な場合、統治責任者の注意を促すに値するほど重要であると職業的専門家として判断したレビュー業務に関する全ての事項について、業務の実施過程で適時に、経営者または、適切な場合には、統治責任者とコミュニケーションを行わなければならないとされている（第42項）。

業務実施者は、財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性があるかと確信させる事項に気付いた場合には、財務諸表全体としては、当該事項により重要な虚偽表示が生じている可能性は低いと結論付けることができるか、当該事項により、財務諸表全体として重要な虚偽表示が存在していると判断するかのいずれかが可能になる追加手続きを立案し実施しなければならない（第57項）。

5 独立レビュー報告

監査人監督独立委員会は、レビュー報告書については様式を柔軟にすることが適切であるという見解を持っていたが（IRBA [2008] p.10）、国際監査・保証基準審議会によって公表されたニュージーランド、カナダ及び南アフリカの監査基準設定主体のスタッフによるスタッフペーパーでは、柔軟な様式の報告書は、実務における違いをさらに広げることになり、市場により混乱をもたらすという立場がとられた（NSS Task Group [2008] para. 69）。そして、レビュー報告書には、監査は行われていないことを明確にするように、実施した手続きは監査手続きに比べてより低い保証を提供し、その結果、監査意見は表明されないというレビュー業務の範囲を示すべきであったとした。

このような背景で、国際レビュー業務基準2400（改訂後）においても、レビュー業務に対する業務実施者の報告書は、文書によらなければならない、含めなければならない要素として、以下のものが挙げられている（第86項）。すなわち、独立した業務実施者の報告書であることを明瞭に示す表題、契約内容に応じた宛先、導入区分、財務諸表の作成に対する経営者の責任（responsibility）の記載、国際レビュー業務基準2400（改訂後）及び関連する場合の適用される法令等についての記載を含む業務実施者の責任（responsibility）は、財務諸表に対する結論を表明することである旨の記載、財務諸表のレビュー及びその限界ならびに国際レビュー業務基準2400（改訂後）に従ったレビュー業務は限定的保証業務である旨、業務実施者は、経営者、及び、適切な場合には、その他の事業体構成員への質問及び分析の手續から主に構成される手續を実施して、入手した証拠を評価する旨、及び、レビューで実施される手續は、国際監査基準（ISA）に準拠して行われる監査で実施される手續と比べて相当程度（substantially）限定されており、その結果、業務実施者は財務諸表に対して監査意見を表明しない旨の記載、結論、適用される職業倫理に関する規定を遵守する、国際レビュー業務基準2400（改訂後）に従った業務実施者の責任への言及、業務実施者の報告書の日付、業務実施者の署名ならびに業務実施者が業務を行う法域の所在地である。

この国際レビュー業務基準2400（改訂後）をふまえて、監査人監督独立委員会により、南アフリカ監査実務書（South African Auditing Practice Statement）第3号（改訂後）『報告書のひな型（Illustrative Reports）』（2013年11月）が公表されている。

独立レビュー業務実施者が登録監査人であることを想定して、独立レビュー報告書の例が示されている。例示されている独立レビュー報告書では、独立した業務実施者の報告書であることを明瞭に示す表題「独立レビュー報告書（Independent Reviewer's Report）」、契約内容に応じた宛先「ABC Proprietary Limitedの株主（Shareholders of ABC Proprietary Limited）」に続いて、業務実施者がレビューの対象とした計算書類を特定し（導入区分）、計算書類の作成

に対する経営者の責任を記載したうえで、独立レビュー業務実施者の責任が記載されている。「独立レビュー業務実施者の責任」の表題の下に、国際レビュー業務基準2400（改訂後）及び関連する場合の適用される法令等についての記載を含む業務実施者の責任は、財務諸表に対する結論を表明することである旨、財務諸表のレビュー及びその限界ならびに国際レビュー業務基準2400（改訂後）に従ったレビュー業務は限定的保証業務である旨、国際レビュー業務基準2400（改訂後）は適用される職業倫理に関する規定を遵守することを業務実施者に求めている旨、業務実施者は、経営者、及び、適切な場合には、その他の事業体構成員への質問及び分析の手續から主に構成される手續を実施して、入手した証拠を評価する旨、及び、レビューで実施される手續は、国際監査基準（ISA）に準拠して行われる監査で実施される手續と比べて相当程度限定されており、その結果、業務実施者は財務諸表に対して監査意見を表明しない旨が記載されている。そして、結論としては、「われわれのレビューに基づき、これらの計算書類がすべての重要な点において、20X1年12月31日におけるABC Proprietary Limitedの財政状態ならびに同日に終了する年度の財務業績及びキャッシュフローを中小企業向けIFRS及び南アフリカ会社法の要求事項に従って適正に表示していないと信じさせるような事項にわれわれは気付かなかった」というものが例示されている。

そして、「会社法によって要求されている他の報告」という表題の下で、20X1年12月31日に終了する年度の計算書類の独立レビューの一部として、われわれは、取締役報告書を、それとレビューした計算書類との間に重要な不整合がないかどうかを識別するために、通読した（read）。取締役報告書については取締役に責任がある。取締役報告書の通読に基づき、われわれは、取締役報告書とレビューした計算書類との間に重要な不整合を認めなかった。しかし、われわれは、取締役報告書をレビューしておらず、したがって、それについては結論を表明しない。」という記載が例示されている。最後に、独立レビュー業務実施者の署名、自然人である登録監査人の氏名、かりに、個人業務者でないときにはその立場（たとえば、ディレクターまたはパートナー）、登録監査

人である旨、監査人の住所を記載するという例示になっている。

6 違法行為の通告

国際レビュー業務基準2400（改訂後）では、事業体において不正もしくは法令等の不遵守またはその疑いが生じたという兆候が存在する場合には、業務実施者に、

- (a) 適切な階層の上級経営者または必要に応じて統治責任者に当該事項を伝達すること、
- (b) 財務諸表に及ぼす影響（影響がある場合）に関する経営者の評価を要請すること、
- (c) 業務実施者に伝達された不正または法令等の不遵守の及ぼす影響についての経営者の評価が、財務諸表に対する業務実施者の結論及び報告書に影響を及ぼす場合には、その影響について検討すること、及び、
- (d) 事業体外部の当事者に、不正または違法行為の発生またはその疑いを報告する責任があるかどうかを判断することが求められている（第52項）。

この国際レビュー業務基準2400（改訂後）52項(d)号との関係では、南アフリカの法制の下では、違法行為の通告が独立レビュー実施者の義務として定められている点が重要である³⁴⁾。

すなわち、会社規則29条6項によれば、会社の独立レビュー実施者は、そ

34) 2005年監査職業人法45条は、登録監査人に対して、監査に際して、通告すべき違法行為を監査人監督独立委員会に通告することを義務付けている（会社規則29条6項以下の規定よりは、この規定を下敷きにして、通告先を会社及び知的所有権委員会に置き換えたものと推測される）。しかし、2008年会社法において、独立レビューは監査とは区別されているので、登録監査人は、独立レビューの過程で通告すべき違法行為を発見しても、監査人監督独立委員会に通知する義務はないことになりそうである。監査人監督独立委員会も、2008年会社法の下での独立レビューの文脈においてではないが、国際レビュー基準2400に従ったレビューは、監査職業人法1条にいう「監査」にはあたらないという見解を示していた（IRBA [2006] p.28）。しかし、詳細な検討を加え、国際レビュー基準2400に従ったレビューも国際保証業務基準3000（ISAE3000）「過去財務情報の監査またはレビュー以外の

の会社に関して通告すべき違法行為（reportable irregularity）が行われたまたは行われつつあると結論付け、またはそのように考える根拠がある（is satisfied or has reason to believe）ときは、遅滞なく、会社及び知的所有権委員会に書面による報告を送付しなければならない。その報告書には通告すべき違法行為の明細を示し、かつ、独立レビュー実施者が適切であるとする他の情報及び明細を含めなければならない。

ここで通告すべき違法行為とは、経営につき責任を負っている者による作為または不作為であって、違法に（unlawfully）、その会社またはその会社の社員、株主、債権者もしくは投資者に、その事業体との取引に関し重要な財産的損失を生じさせ、または生じさせる可能性の高いもの、詐欺もしくは窃盗にあたるもの、支払不能の状況の下で会社が取引を行うことを生じさせる、または生じさせたものをいう（会社規則29条1項(b)号）。

独立レビュー実施者は、会社及び知的所有権委員会に報告書を送付してから3営業日以内に、会社の取締役会の構成員に書面で、第6項に定められている報告書を送付した旨及び会社規則の規定を、会社及び知的所有権委員会に送付した報告書を添付して、通知しなければならない（会社規則29条7項）。

独立レビュー実施者は合理的に可能な限りできるだけ早く、しかし、会社及び知的所有権委員会に報告書を送付してから20営業日以内に、会社の取締役会の構成員と当該報告書について討議するためのすべての合理的な策を講じ、会社の取締役会の構成員に当該報告書に関して意見を表明する機会を与え、(aa) 通告すべき違法行為は行われていなかったもしくは行われつつはない旨、(bb) 疑われた通告すべき違法行為はもはや存在せず、該当する場合には、そ

（前頁よりつづき）

保証業務」に従った業務も意見を表明するという点では監査と共通し、しかも、監査職業人法45条は監査人の警鐘を鳴らす義務が周縁化されるリスク（Nel [2001]）を減少させるという精神に基づいて設けられた規定であることを根拠として、国際レビュー基準2400に従ったレビュー（2008年会社法の下での独立レビューを含む）の場合もISAE 3000に従った業務の場合も登録監査人は監査人監督独立委員会などに対する通告義務を負うと主張するものとして、Maroun and Wainer [2013] がある。

の結果として生じた損失の防止または回復のために適切な手段が講じられた旨、または、(cc) 通告すべき違法行為は継続している旨のいずれかの独立レビュー実施者の意見ならびにその意見を支える詳細な明細及び情報を含む報告書を会社及び知的所有権委員会に送付しなければならない（会社規則29条8項）。独立レビュー実施者は29条6項及び8項の報告書を作成するために、必要と考える調査をすることができ、会社規則の上記の条項が定める義務を果たすために、いかなる情報源から独立レビュー実施者が得たものであれ、すべての情報に注意を払わなければならない（会社規則29条10項）。

会社及び知的所有権委員会は、通告すべき違法行為は継続している旨の独立レビュー実施者の意見を含む報告書を受け取った後、できるだけ早く、適切な規制当局に、書面で、当該報告書が関連する通告すべき違法行為の詳細を通知し、当該報告書を提供しなければならず、会社及び知的所有権委員会は、会社法違反の疑いを調査することができる（会社規則29条9項）。

会社が暫定的なものであれ、終局的なものであれ、清算されるときに、独立レビュー実施者が会社規則29条6項または8項の報告書を清算時に送付し、または送付しようとしていた場合には、その報告書を暫定的清算人または清算人に、会社及び知的所有権委員会に送付すると同時にまたは暫定的清算人または清算人が選任されたのち合理的にできるだけ早く送付しなければならない。会社規則29条6項または8項の報告書を送付していなかったときであって、暫定的清算人または清算人から報告書の送付を求められたときには、独立レビュー実施者は、合理的にできるだけ早く、なぜ報告書を送付しなかったのかの趣旨とともにその報告書を送付するか、独立レビュー実施者の意見によれば報告書を提出することを要しない旨の通知をその根拠とともに提出しなければならない（会社規則29条11項）。

7 独立レビューの利用状況

監査等を行っている会計専門家を対象に SAICA が行った調査（SAICA [2013]）によると、2012年には、監査に代えて独立レビューを選択できる企

業のうち独立レビューを選択したものは4割にも満たなかった。

監査等を行っている会計専門家を対象にSAICAが行った調査(SAICA[2013])によると、回答者の85.7%が独立レビューに要する作業は監査に要する作業の60%から100%に相当すると回答した。しかも、約3分の1の回答者は、独立レビューに要する作業は監査に要する作業の80%から100%に相当するとした。

監査等を行っている会計専門家を対象にSAICAが行った調査(SAICA[2013])によれば、独立レビューと会計サービスを関与先に対して提供している監査事務所はレビューサービスのみを行っている会計事務所よりも低いコストでレビューを行い、より少ない所要時間に基づく報酬を請求していることが明らかになった。これについて、SAICAのAshley Vandiarは、この結果は、保証サービスと非保証サービスを同時提供しているときには規模の経済とサービス相互間の知識のスピルオーバーを生じさせるという以前の国際的な調査と整合的であるとする。これを踏まえて、Vandiarは、2011年会社規則29条5項が会社の計算書類の作成者が独立レビュー実施者となることを禁止していることは規模の経済のメリットを享受することを妨げ、その結果、コストの増加をもたらし、小規模事業体にとってのコストと規制上の負担を軽減するという会社法の目的に反していると評価している。この要求は、任意監査³⁵⁾の監査人に要求される独立性要件³⁶⁾よりも厳しい。調査への回答者の93.1%は、29条5項はコストを増加させるとしている。41.4%はそれでも独立レビューや監査よりも低いコストで行うことができると考えているが、51.7%は、29条5項のために監査と同じかそれ以上のコストを要することになると回答した。これは、1973年会社法の下では非公開会社の監査人は一定の非監査業務を提供することができたのに対し、2008年会社法の下ではそのような規定が設けられていないからである。すなわち、1973年会社法275条3項は、監査人としての欠格事由を

35) 会社法との関連では、法定監査とは会社法、会社規則または定款もしくは閉鎖会社の設立契約(Association Agreement)の定めによって要求されているものをいい、任意監査とは株主、取締役または社員の決議に基づきなされるものをいう(IRBA and SAICA[2013])。

36) 2008年会社法90条2項の適用を受けないためである。

定める同条1項の規定は、「公開会社によってその株式を保有されていない非公開会社」の秘書役または帳簿記入者としての業務を自らのみでまたはそのパートナーもしくは使用人とともに、反復的・継続的に（habitually or regularly）行っている者を、その者が1991年公共会計士及び監査人法（*Public Accountants' and Auditors' Act, 1991*）の下で登録を受けており、かつ、その非公開会社のすべての株主が書面でその選任に同意し、かつ、その非公開会社の業務及び年度計算書類についての監査報告書においてそのような状況を示している場合には、その非公開会社の監査人として選任することを禁止するものと解されるべきではないとしていた。

しかも、たしかに、監査に比べればレビューを完了するために要する時間は相当少ないが、*Vandiar* は、社会的影響度スコアが100から350の間の会社は、独立レビューを選択するためには、独立会計専門職業人を選定し、その計算書類が独立に調製され、かつ報告されたものとしなければならないため、監査に代えてレビューをうけることによるコスト削減効果はさほど存在しないとする。すなわち、計算書類を独立して調製し報告するコストと独立レビューのコストとを合算すると任意監査をうけるコストを超える可能性が高いと指摘する。

なお、監査人監督独立委員会（IRBA）は中位の保証水準という概念は業務実施者にとってもレビュー報告書の利用者にとっても十分に理解できないという意見を述べていた（IRBA [2008] p.3）³⁷⁾。

37) 全世界の50以上の会計事務所を対象に国際監査・保証基準審議会が2002年に行った研究によると、監査の場合の保証水準は55%から98%の間であったのに対し、レビューの場合のそれは10%から88%の間であった（IAASB [2002]）。これは、監査の場合の保証水準は60%から100%の間であるが、レビューの場合のそれは0%から90%の間であるという、1993年にカナダで行われた調査結果と同様である（Duggan [1995]）。

参考文献

- Collis, J. [2003] *Director's views on exemption from statutory audit*
 <<http://www.berr.gov.uk/files/file25971.pdf>>
- Davis, D. et al. [2009] *Companies and other Business Structures in South Africa*, Oxford South Africa
- DTI (Department of Trade and Industry) [2004] *South African company law for the 21st century*
- DTI [2009a] *The Companies Act, 2008. Development of Regulations, Issues for Discussion* (7 and 11 August 2009)
- DTI [2009b] *Companies Regulations, 2010* (Draft regulations to the Companies Act of 2008), *Government Gazette*, 22 December 2009, vol.534, no.32832
- DTI [2010] *The Companies Act, No 71 of 2008—An explanatory guide*
- Duggan, K. M. [1995] Reviews Redux, *CAMagazine*, vol.128, no.1 : 72-74
- Hickey, H. [2007] SAICA backs relaxed audit approach for small firms, *Business Day*, 17 July
 <<http://www.realbusiness.co.za/Article.aspx?articleID=4011;typeID=14>>
- IAASB [2002] *The determination and communication of levels of assurance other than high*
- IFAC [2008] *Matters to consider in a revision of ISRE 2400 Engagements to review financial statements*
- IFAC [2009] *Agenda Item 6. ISRE 2400, Engagements to Review financial statements*
- IRBA (Independent Regulatory Board for Auditors) [2006] *Reportable irregularities : a guide for registered auditors*
 <http://www.irba.co.za/index.php/component/docman/cat_view/19-compliance>
- IRBA [2008] *Comments on Consultation Paper : Matters to consider in a revision of ISRE 2400 Engagements to review financial statements*
- IRBA [2009] *Comments on the Companies Act (2008) development of regulations—issues for discussion*
- IRBA and SAICA [2013] *Guidance on Section 90 of the Companies Act, 2008*
- Maroun, W. and H. Wainer [2013] To report or not to report : in what context is a 'reportable irregularity' reportable?, *South African Journal of Economic and Management Sciences*, vol.16, No.1 : 13-25
- Nel, H. C. [2001] *Commission of enquiry into the affairs of the Masterbond group and investor protection in South Africa*
- NSS Task Group [2008] *Matters to consider in a revision of ISRE 2400 Engagements to review financial statements*
- Ondendaal, E M and H. de Jager [2011] Independent review of company financial statements, *Southern African Journal of Accountability and Auditing Research*, vol.12 : 3-12

論説（弥永）

SAICA [2007] *Implications of the proposed Companies Bill 2007*

SAICA [2009a] *Submission to the DTI on proposed Companies Act Regulations*

SAICA [2009b] *Review engagements to be conducted in terms of the Companies Act 2008*

SAICA [2010] *Companies Act draft regulations final comments*

SAICA [2013] *Survey among Small and Medium accounting firms confirms that businesses still prefer audits*

<<https://www.saica.co.za/News/NewsArticlesandPressmediareleases/tabid/695/itemid/3962/language/en-ZA/Default.aspx>>

本研究は JSPS 科研費 25285026（中小企業の会計とその適正性の確保）の助成を受けたものです。

（やなが・まさお 筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻教授）